



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2021年度 保健福祉システム部会業務報告会

介護・障害福祉・国保後期・子育て・ 保健衛生関連の制度改正について

2022年3月24日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援施策への取組み
7. 国民健康保険制度改正への取組み
8. 保健衛生分野への取組み
9. PHRへの取組み
10. 自治体システム標準化の動向

1. 福祉システム委員会 活動報告

福祉システム委員会
(金本委員長)
(副委員長：
今井・川崎・坂崎)

- ①厚生労働省各部局、内閣府、デジタル庁等へのロビー活動
- ②厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険事務処理システム検討会」へ委員10名派遣
 - ・「障害者総合支援事務処理システム検討会」へ委員8名派遣
 - ・「障害者総合支援審査事務研究会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
 - ・「広域連合標準システム研究会」へオブザーバ3名派遣
- ③当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・三菱総合研究所の「障害福祉サービスデータベースの構築に関する調査検討委員会」への委員派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣
 - ・日本福祉介護情報学会「第22回研究大会」への講師派遣 等

介護保険事務処理WG
(田中リーダ)

- ①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

介護事業者連携WG
(鴻谷リーダ)

- ①「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究に係る検討会等」への参加を通して、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の事務連絡発出支援

1. 福祉システム委員会 活動報告

後期高齢者WG (岩田リーダ)

- ①平成30年度税制改正対応(住民税の基礎控除額見直し対応)に伴う対応
- ②広域連合電算処理システムにおけるクラウド化に関する対応

障害者総合支援WG (茶珍リーダ)

- ①障害者総合支援法等の改正に関する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動
- ②障害福祉データベース構築に関する活動

子ども子育て支援WG (河野リーダ)

- ①内閣府へのシステム的な見地からの提言活動
- ②児童手当、児童扶養手当の改正や番号対応に関する情報収集活動

国民健康保険WG (大村リーダ)

- ①システム検討会における検討や提言活動
「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画
JAHISのHP(ダウンロードサイト)を活用した、メンバーへの情報共有

保健衛生WG (角リーダ)

- ①コロナワクチン接種のクーポン券、市町村システムへの影響に関する提言活動
- ②PHR検討会で提言されている健康増進法に基づく各種健(検)診のデータの標準化の検討

2. 介護保険制度改正への取組み



介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

1. 2021年度の活動内容

- **2021年4月施行、および8月施行の介護保険制度改正**に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国民健康保険中央会へ制度の内容および詳細仕様の確認を実施。
- **高額介護サービス費等に関する算定誤り**に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国民健康保険中央会へ確認を実施。

2. 2022年度の活動予定

- 引き続き、介護保険制度改正、データ標準レイアウト改版など、最新情報や動向を収集し、WGメンバーと情報共有を行う。
- 厚生労働省、国民健康保険中央会と介護保険事務処理システム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

2. 介護保険制度改正への取組み

介護保険事務処理システム検討会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
 - ・サービスコード担当
- 各2名ずつ 合計10名選出

支援



JAHIS 代表

厚生労働省



マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連 等

No	案件
1	番号 データ標準レイアウト改版（令和4年2月）
2	介護 福祉用具販売の対象品目追加（令和4年4月）
3	医療保険の個人単位被保険者番号の活用（令和4年4月）
4	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（案）
5	番号 データ標準レイアウト改版（令和4年6月）

令和4年2月改版

介護保険業務として、照会できる特定個人情報として後期高齢者医療関係情報が追加されます。

特定個人情報	変更内容	変更による事務への影響
【31】 (医療保険)	介護保険業務として照会できる特定個人情報の項目追加	医療保険の照会項目に被保険者番号等の項目が追加されます。

(出典)2021年6月18日「令和4年2月のデータ標準レイアウトの改版の実施時期について」総務省

令和4年2月のデータ標準レイアウト改版においては、厚生労働省等からの要請を踏まえ、令和4年6月改版で実施予定であった次の2項目について、令和4年2月改版に前倒しをして実施することとなりましたので、関係する地方公共団体については、別途、厚生労働省から通知される内容に基づき、対応いただきますようお願いいたします。

- ① 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務（別表第2項番 93）において、被保険者番号等を情報提供の対象に追加（関係する事務手続の管理番号 68-155 など）
- ② 特定個人情報番号 20 番（障害者関係情報）において、自己情報表示の対象に療育手帳情報を追加（関係する事務手続はなし）

【追加される項目】

後期高齢者医療関係情報
 資格取得日
 資格喪失日
 保険者番号
 保険者名称
 被保険者番号
 有効期限

(出典)2021年11月29日「データ標準レイアウト関連様式」総務省・地方公共団体情報システム機構

改正の概要(1/2)

第204回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、「【資料2】福祉用具・住宅改修評価検討会の結果について（報告）」において、『**「排泄予測支援機器」を福祉用具販売費の新規種目として追加することについて、「可」とした**』と示されました。

※排泄予測支援機器：

膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿タイミングを知らせる機器

令和3年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価検討結果について

- 前回（令和3年3月9日開催）の評価検討会において評価検討が継続とされた5件のうち、追加のエビデンスデータ等が整理された「排泄予測支援機器」について、令和3年度第1回評価検討会（令和3年11月19日開催）において評価検討を行った。
 - ※ 他4件については、必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施する。
- その結果、追加で示されたエビデンスデータは、在宅の利用環境における効果、利用者像、使用方法を示すものとして適切であり、前回の評価検討会における指摘に概ね回答しているものと考えられることから、介護保険の福祉用具販売の新規種目として追加することについて、「可」としたところ。
- 今後、給付種目を定めている告示の改正にむけて、必要な手続きを進めるとともに、円滑な施行を図るため、福祉用具販売事業者（福祉用具専門相談員）等が留意すべき事項を整理した通知の発出等を予定。

（出典）2021年12月8日 「第204回社会保障審議会介護給付費分科会資料」

改正の概要(2/2)

厚生労働省から2021年1月31日に、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その1の「インターフェース仕様書共通編」の「項番40」に「**07: 排泄予測支援機器**」が追加されることが示されています。保険者ベンダにおいては、2021年4月より追加されるコードに対する対応が必要となります。

(内容現在 令和4年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	令和 3年 10月	同	令和 4年 4月
2	34-2	項番 40 〈内容〉 福祉用具販売費の種目コード	同	項番 40 に以下の内容を追加 〈内容〉 福祉用具販売費の種目コード 07: 排泄予測支援機器

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
40	福祉用具販売費の種目コード	数字	2	01:腰掛便座 02:特殊尿器 03:入浴補助用具 04:簡易浴槽 05:移動用リフトのつり具の部分 06:自動排泄処理装置の交換可能部品 07:排泄予測支援機器

(出典)介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その1）（令和4年1月31日事務連絡） インターフェース仕様書 共通編

JAHIS 3.医療保険の個人単位被保険者番号の活用

令和3年9月30日発出の介護保険最新情報Vol.1012にて、要介護認定申請等の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加することとした関係規定の施行日を**令和4年4月1日**とすることが明記されました。（※1）（※2）

※1: 「認定ソフト2021」において、認定ソフト連携項目に任意項目として医療保険被保険者番号等の追加が行われました。

※2: 総合事業の基本チェックリスト送信時においても、医療保険被保険者番号等を設定することが認定ソフトのインタフェース上に明記されています。

● 医療保険の個人単位被保険者番号の活用

第1 改正の趣旨

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第43号）により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則において要介護認定申請等の申請書の記載事項に医療保険被保険者番号等を追加することとした関係規定について、施行期日の改正を行うもの。

第2 改正の内容

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令第2条の規定（介護保険法施行規則第41条、第55条、第131条の3の2、第140条の40、第140条の62の17、第140条の62の18、第140条の63及び第140条の72の5の改正規定を除く。）及び第3条の規定の施行期日を、令和4年4月1日とする。

① データ項目仕様の見直し

- ・「識別コード」に「21A」（認定ソフト2021用識別子）を追加
- ・「医療保険者番号、医療被保険者証番号、医療被保険者証番号、医療被保険者証支番」を追加
- ・「現在の状況コード」に施設コードを追加
- ・「家族状況（独居／同居（夫婦のみ）／同居（その他）」）を追加
- ・「主治医意見書的全選択項目」を追加

（出典）令和3年3月31日発出
「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」

出典：令和3年9月30日発出「介護保険最新情報Vol.1012」

JAHIS 3.医療保険の個人単位被保険者番号の活用

● 要介護認定申請書の様式変更

(別添1-1) 改正後イメージ(案)20210218

介護保険 (要介護認定・要支援認定) 申請書
要介護更新認定・要支援更新認定

〇〇市(町村)長様
次にお申し込みします。 申請年月日 令和 年 月 日

介護保険 被保険者番号	個人番号
医療 保険 被保険者証 記号	保険者番号 番号 枝番

氏名 住所 電話番号

性別 男・女

前回の要介護認定の結果等

要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2

有効期限 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日

転出元自治体(市町村)名 []

現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 はい・いいえ

「はい」の場合、申請日 令和 年 月 日

過去6月間の介護保険施設、医療機関等への入居、入所の有無

介護保険施設等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日

医療機関等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日

有・無 医療機関等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日

提出代行者の名称 住所 電話番号

主治医 主治医の氏名 所在地 電話番号

医療機関名

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見、及び主治医意見書等、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業会、居宅サービス事業業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

- ・“介護保険”の文言追加
- ・医療保険被保険者番号等の記入欄追加

介護保険 被保険者番号	個人番号
医療 保険 被保険者証 記号	保険者番号 番号 枝番

「第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入」欄の[医療保険者名][医療保険被保険者証記号番号]は削除



運用上の注意事項

要介護認定申請書の様式変更に伴い、第一号被保険者についても医療保険被保険者番号等の記載が必要となります。

なお、市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができる場合は省略することができます。

(出典)令和3年2月18日発行 事務連絡「令和3年4月1日以降の要介護認定情報等の提出等について」

2022年1月26日に、負担割合証、負担限度額認定証等の性別の記載を削除する改正案のパブリック・コメントが掲載されています。案として、3月下旬に公布され、公布の日に施行されることが提示されています。

<[https://public-comment.e-](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210381&Mode=0)

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210381&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210381&Mode=0)>

1. 改正の趣旨

- 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、国民健康保険に係る特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証及び介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除するとされたことを踏まえ、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「介保則」という。）の一部を改正するもの。

2. 改正の概要

(3) 介保則の一部改正

- ① 介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等への性別の記載を不要とする。
- ② 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証及び介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）に係る様式について、それぞれ性別の記載欄を削る。
- ③ その他所要の改正を行う。

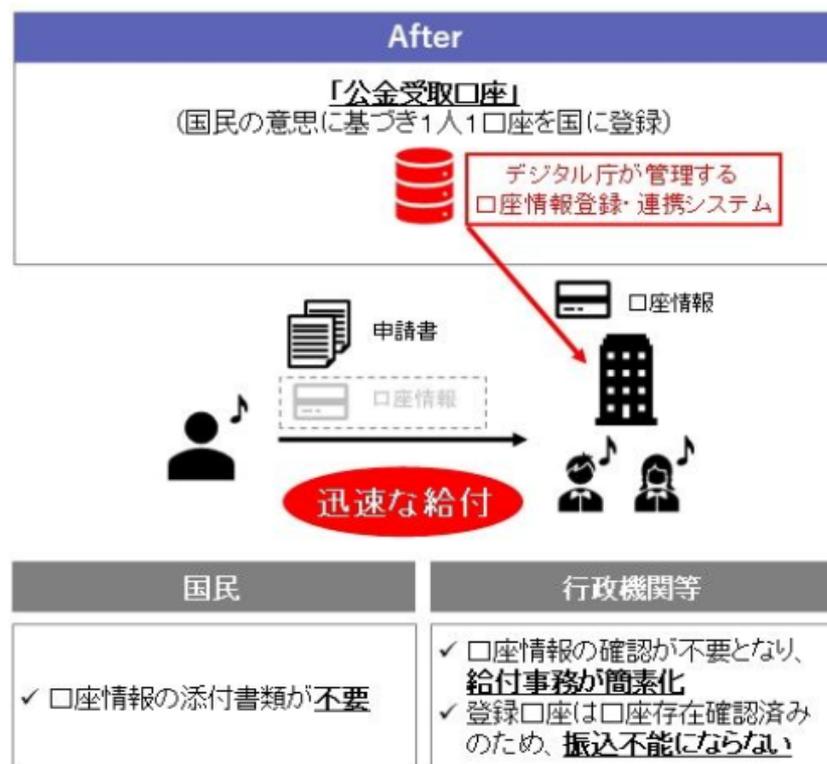
4. 施行期日等

公布日：令和4年3月下旬（予定）

施行期日：公布の日

公金受取口座登録制度について

2021年5月に公金受取口座登録制度「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が公布・施行され、2022年6月のデータ標準レイアウト改版で介護・後期の事務で口座情報が照会できるようになります。



(出典)デジタル庁ホームページ

令和4年6月改版の内容

介護保険業務として、照会できる特定個人情報として、介護保険の事務手続きで口座情報の照会ができるようになります。

特定個人情報	変更内容	変更による事務への影響
【89】 (口座情報)	介護保険業務として照会できる特定個人情報の追加	介護の事務手続きで口座情報の照会ができるようになります。

(出典)2021年11月29日「データ標準レイアウト」総務省・地方公共団体情報システム機構

2. 特定個人情報データ標準レイアウト (事務手続対応版)

(1)特定個人情報番号	89
(2)特定個人情報名コード	TM000000000000089
(3)特定個人情報名	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項
(4)情報提供者	内閣総理大臣
(5)特定個人情報の版番号	1.0

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」の検証により、居宅サービス事業者間のインターフェース（第1,2,3,6,7表）を元に介護事業者間の標準化の事務連絡が発出されその後一部改訂された事務連絡が発出された。

→国保中央会におけるインターフェースの課題の解決と、標準化支援を実施する。

介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、厚生労働省へ業務効率化に向けた提言を引き続き実施し、業界の標準化を推進する。また在宅医療と介護の連携についての標準インターフェース策定も働きかける。

2. 医療介護連携WGとの連携

医療介護連携WGにおいて、「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究」の中で、医療介護連携の標準化を検討しており、「入院時状況提供書」「退院対処情報記録書」「訪問看護記録書」などの書式標準化を検討している。

→ 本標準化との連携を強化する。

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」のIF課題

ケアプラン「第1,2,3,6,7表」の
インターフェース標準化
2019年度完了

厚労省老健局振興課
より老振発0326第1号
通達完了(2020/3)

国保中央会での基盤開発
(稼働時期は調整中)

令和2年度成果物
老振発0326第1号

IFの決定
/データ項目仕様書

- 国保中央会での基盤開発に向けた疑義紹介、課題等の検討を行う。

4. 後期高齢者医療制度への取組み



法改正等に関する活動

1. 活動概要

①住民基本台帳インタフェースに個人番号が入っていない場合の対応、
②所得・課税情報インタフェースに設定する個人区分コードに関する対応、
に関して、市町村システムに関する影響分析支援を、リーダー・サブリーダーの幹部を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して実施し、システム仕様の整理等を行った。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査をメール等でWGメンバに対して共有を行った。

2. 今後の取組み

引き続き、法改正等に関して、リーダー・サブリーダーの幹部を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して、
①システム仕様に関する助言、②システム調達仕様の中立性に関する助言、③個人情報ファイル簿整備等に関する支援等を実施しつつ、WGメンバへ情報共有を行う。



その他に関する活動

1. 活動概要

後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける情報連携機能クラウド化に関して、市町村システムの観点からの助言等をリーダー・サブリーダーの幹部を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して実施した。さらに、市町村システムに関する事項で公開できるものに関しては、メール等でWGメンバに対して共有を行った。

5. 障害者総合支援法改正への取組み



障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

1. 2021年度の活動内容

2021年4月の障害福祉サービス等報酬改定、及び2023年度本格稼働の障害福祉関係データベース（仮称）に関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通じて、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を行った。また、障害者総合支援法に関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や通知等のWGメンバへの情報展開を行った。

2. 今後の取組み予定

2023年度の本格稼働に向けて、2022年度中の市町村システムの改修が見込まれる障害福祉関係データベース（仮称）を中心に、今後予定される様々な障害者福祉制度にからむ最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

5. 障害者総合支援法改正への取組み

障害者総合支援事務処理システム検討会 (略称: 障害者システム検討会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

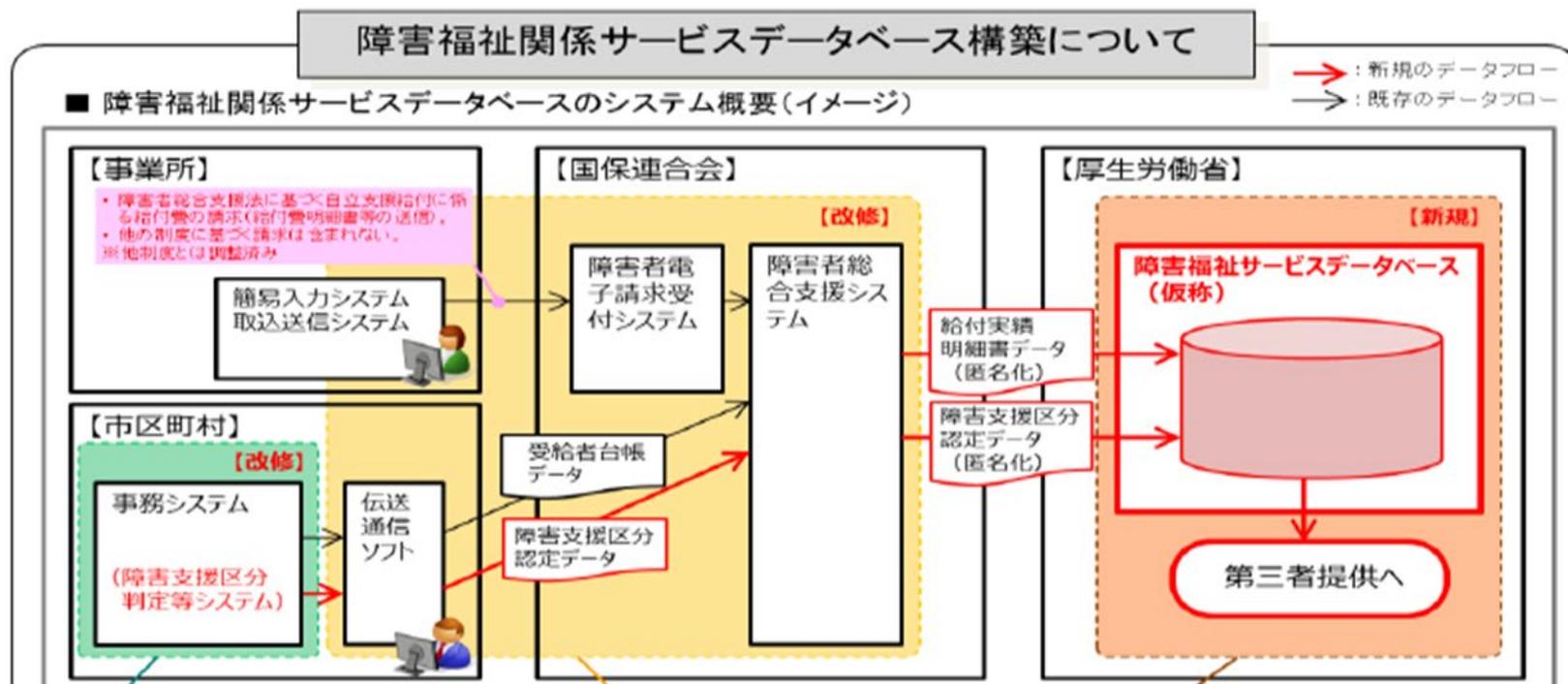
- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

5. 障害者総合支援法改正への取組み



障害福祉関係サービスデータベース システム概要(イメージ)

障害福祉サービスデータベースの構築にあたっては、各市町村の事務システム、判定ソフトおよび国保連合会との連携において、新運用が追加が検討されている。



※「令和3年度 厚生労働省補正予算案（参考資料） Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」資料より引用

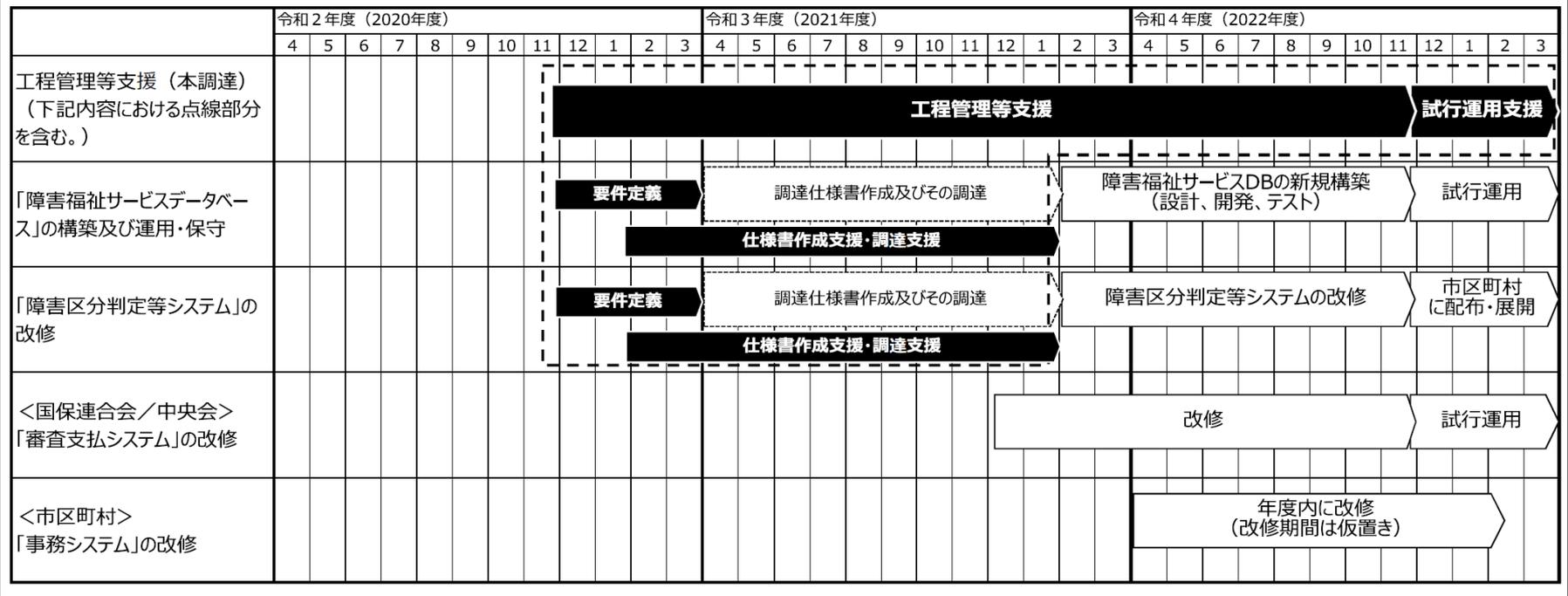
5. 障害者総合支援法改正への取組み



障害福祉関係サービスデータベース 全体スケジュール

2022年度は、障害福祉サービスデータベース構築、障害区分判定システム、審査支払システム、および各市町村における事務システム等の改修が予定されている。

■ 障害福祉サービスデータベースの構築に係る全体スケジュール



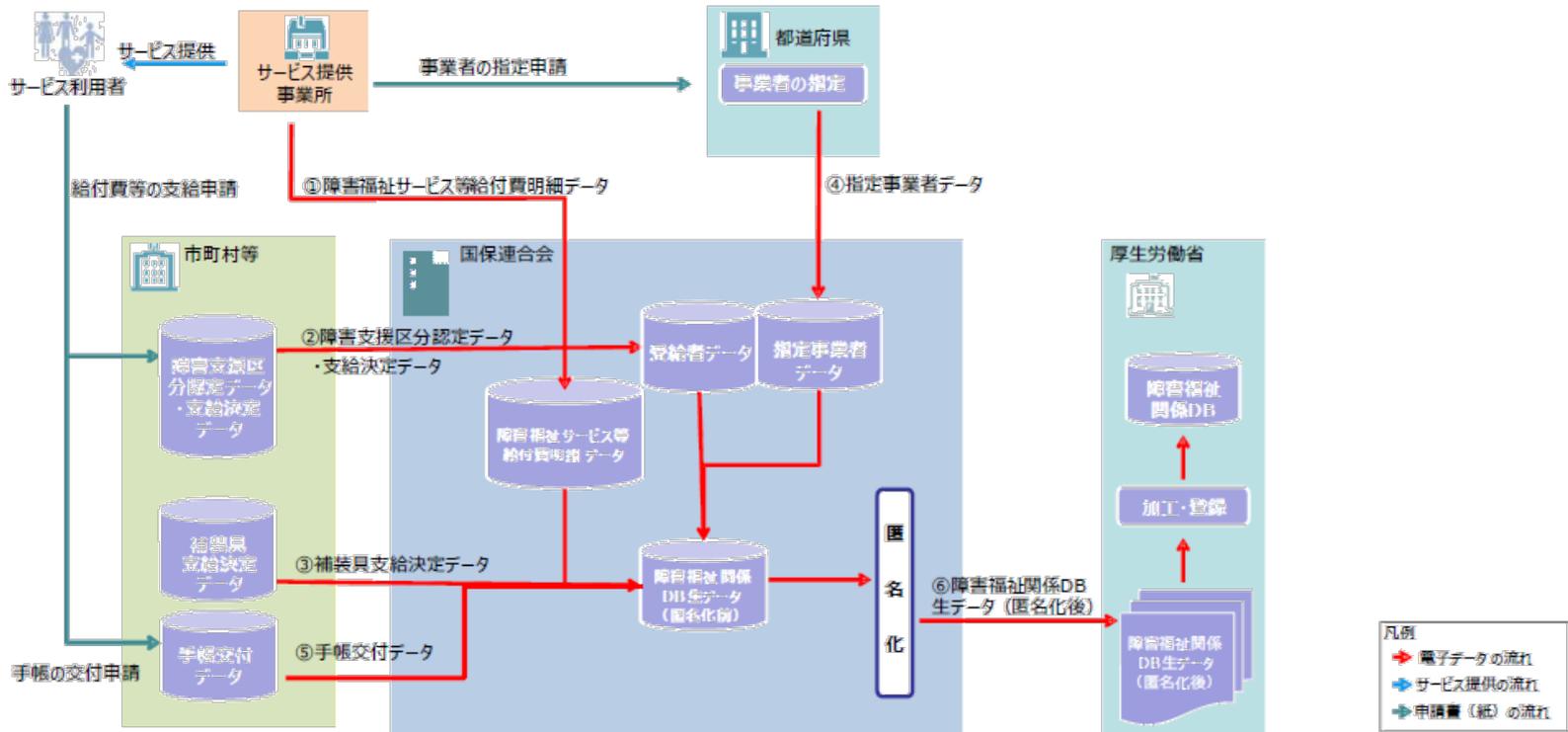
※ 2021年3月12日「障害保健福祉主管課長会議」資料より引用

5. 障害者総合支援法改正への取組み



障害福祉関係データベース構築後の拡張について

2020年度に「障害福祉関係データベース」の構築に向けた調査研究事業が実施され、2021年度はデータベース構築に向けた検討がなされている。2022年度に障害福祉データベースの構築および各市町村における事務システム等の改修が予定されている。（今年度は工程管理支援による調査研究事業が実施されている）



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

6. 子ども子育て支援施策への取組み



内閣府、厚生労働省などへの提言活動・情報収集

1. 活動概要

子ども子育ては制度施行後は、リーダー・サブリーダーの2名にて、子ども子育て支援・児童手当は内閣府へ、児童扶養手当は厚労省へ提言、情報収集活動を行ってきた。2021年度は特に児童手当の特例給付の廃止や、自治体システムの標準化に関連して厚生労働省との意見交換を行い、WGメンバーへの情報共有を行うことで、事業の円滑な推進に寄与した。

2. 今後の取組み

2022年度は、自治体システムの標準化に関して、児童手当・児童扶養手当、子ども子育て支援の仕様提示が行われる。それぞれ仕様策定のコンサルティングを獲得した事業者と連携しながら標準化の効果を最大化すべくJAHISとして情報収集と共有を行う。

また、少子化対策として、児童手当の特例給付の廃止などが施行されることから、これもJAHISとして連携しながら関連所管課へ提言などを行っていく。23年度には子ども家庭庁が設置されることから、自治体業務への影響についてもあわせて情報収集を行う。

■ 児童手当の特例給付の廃止など

<児童手当法の一部改正>

①特例給付の廃止

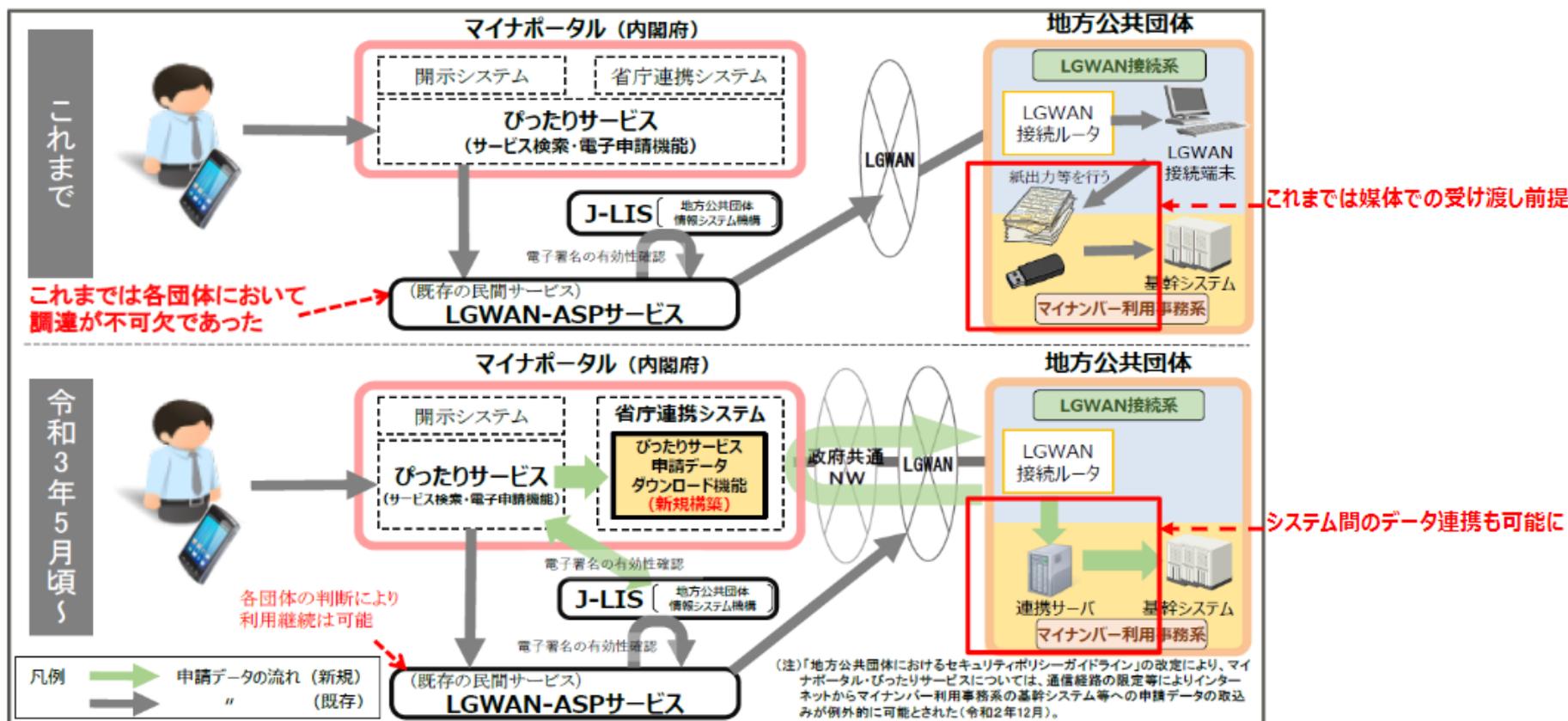
- ・特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額※以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定。※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正予定）。
※ 検討規定【改正法附則に規定】政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

②現況届の廃止

- ・令和4年分から一律の提出義務を見直し、公簿等で現況届で届け出られるべき内容を確認することができる場合は、原則不要。（児童手当法施行規則第4条第3項）

■ マイナポータル^①のオンライン手続きの推進

- 子育て13手続きなど、マイナポータルを活用したオンライン手続きの推進が活性化されると思われる。2022年度に当該申請の業務側での取り込みなどが発生する予定



7. 国民健康保険 制度改正への取組み

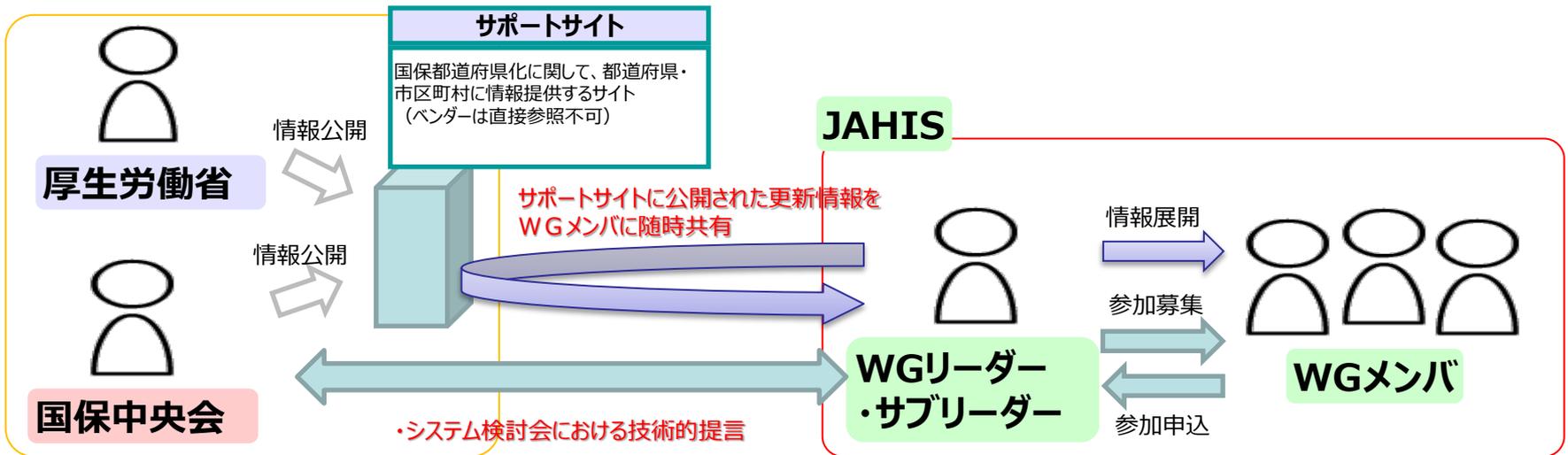


システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

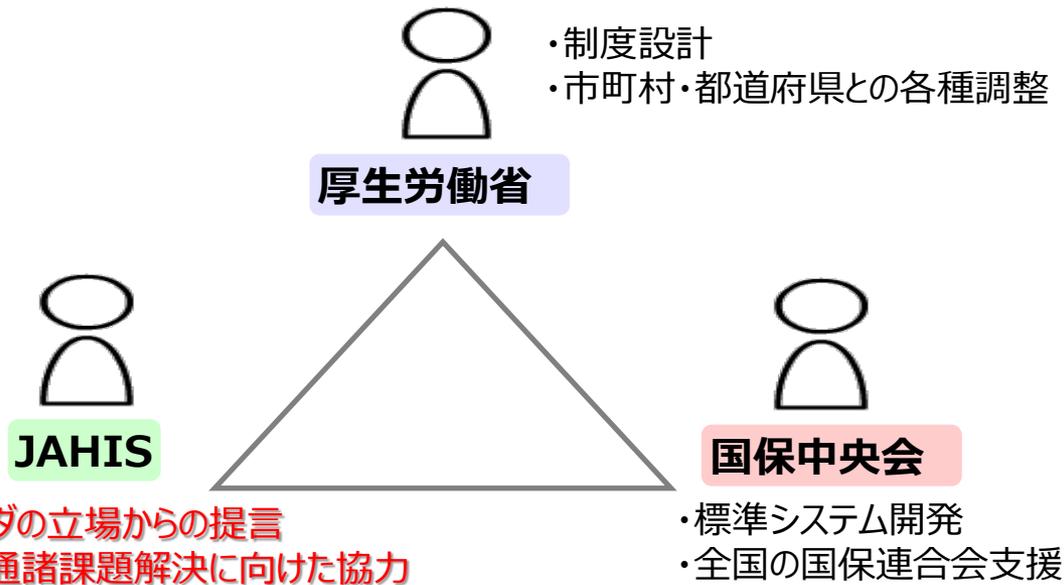
2018年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されており、WGリーダーとサブリーダーの計3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。コロナ禍により書面開催が中心となったが、システムベンダーとして情報集約システムへの機能強化に関する提言や、市町村事務処理標準システムの機能強化・オンライン資格確認の稼働後の対応に関して専門的立場での提言活動を行った。

また、厚生労働省（国民健康保険中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応している。



2. 今後の取組み

都道府県化施行から約4年経過し、納付金算定システムおよび情報集約システムの機能強化について継続的に
 行っていく必要がある。また、2021年10月に稼働したオンライン資格確認の運用面の課題についてタイムリーな対応
 を進めていく必要がある。
 厚生労働省・国民健康保険中央会と連携を図りながら、都道府県化およびオンライン資格確認の運用面の浸透に
 向けて、IT面での提言を行っていく。



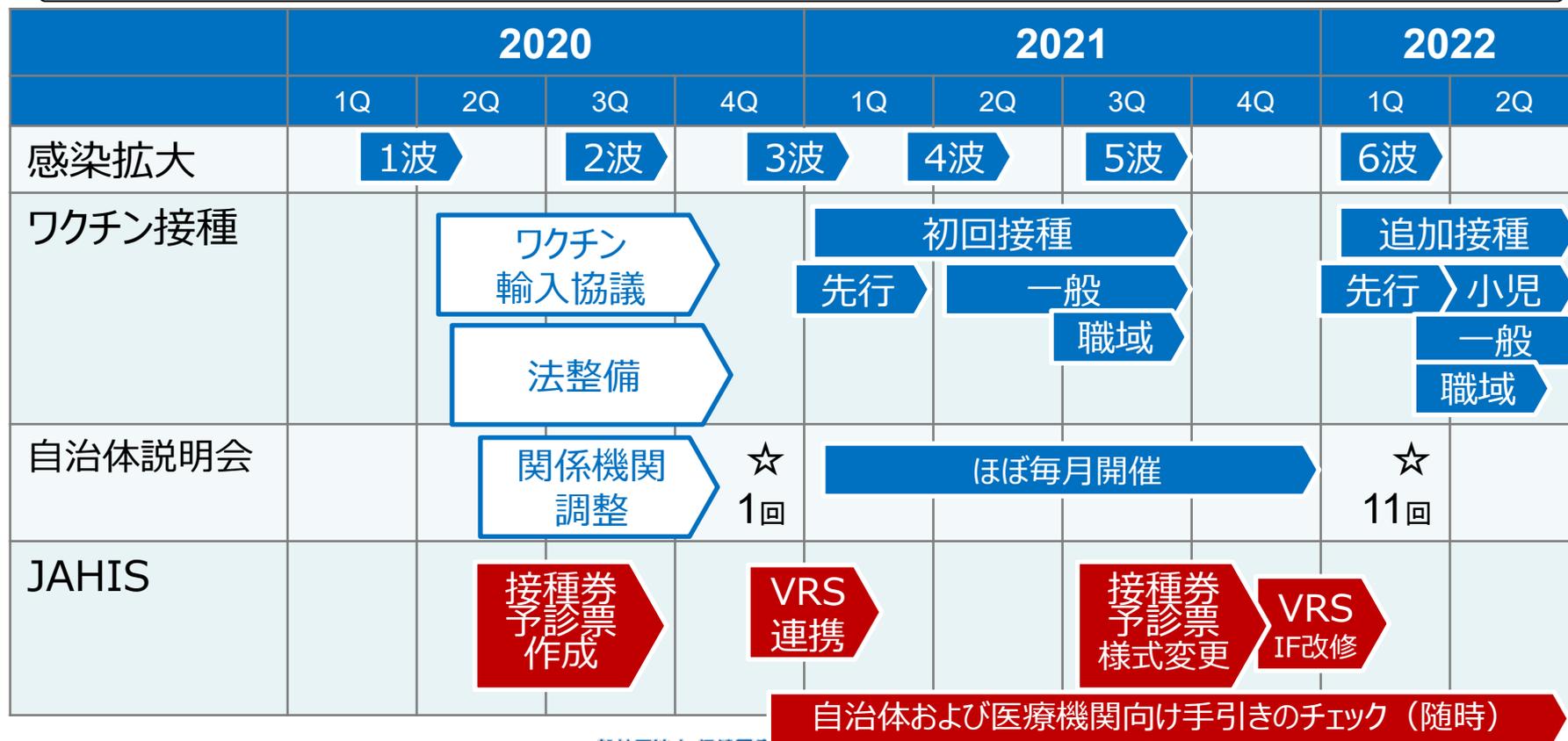
8. 保健衛生分野への取組



新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

1. これまでの対応（まとめ）

2020年から未曾有の国難となっている新型コロナ対策について、国の施策に合わせ緊急の技術支援を行った。



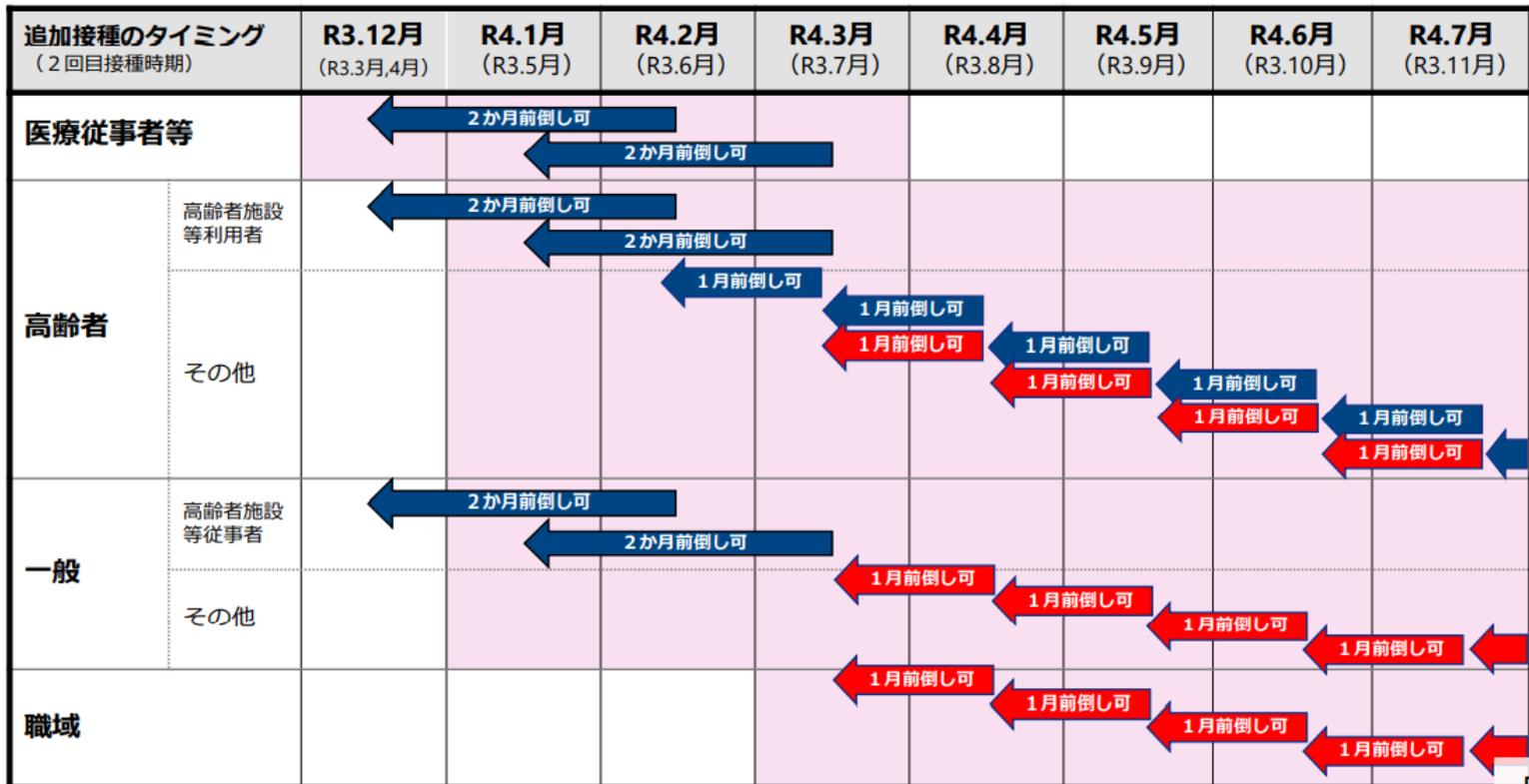
8. 保健衛生分野への取組



新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

2. 今後（第6波）のスケジュール

オミクロン株の感染の急拡大を防ぐため、**前倒しを急ぐ地方自治体の接種券の発行事務等を支援。**



8. 保健衛生分野への取組



新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

3. 接種券のデザイン変更（3回目より適用）

ワクチン接種の情報は、**国における日々の統計発表のベースシステムとなるVRSへスムーズな登録する必要があるため、3枚目接種からは新たにQRコードを追加した様式へ変更。**さらに、シール方式を見直し、**予診票と接種券の一体化のデザイン案をJAHISにて作成し、国民健康保険中央会の監修を経て、厚生労働省へ提示。**

券種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456	
券番号	1234567890			
氏名	厚生 太郎			



OCRライン（18桁）

変更

券種	2	(<input type="checkbox"/> 予診のみ)	3	回目
請求先	〇〇県〇〇市		1 2 3 4 5 6	
券番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
氏名	厚生	●●●●●●●●●●		



2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

接種券部分の仕様

項目	現行の記載内容	新様式における記載
券種	1(予診のみ)、2(ワクチン接種)	2(ワクチン接種)を印刷 ※1
接種回数	1(1回目接種)、2(2回目接種)	3(3回目接種)を印刷
請求先	都道府県・市町村名、市町村コード(6桁)	変更なし
券番号	市町村内一意の10桁の数字	変更なし(1・2回目と同じ番号)
接種者氏名	原則20文字以内の氏名	変更なし
バーコード	任意で印字	原則、OCRライン情報をバーコード化して印字※2
OCRライン(18桁)	券種+接種回数+市町村コード+接種券番号	変更なし
QRコード	—	OCRライン情報をQRコード化して印字(必須)

※1 券種欄には、一律「2」を印刷し、予診のみの場合は、（ 予診のみ）欄にマーキングする（被接種者は、市町村に接種券の再発行を申請）

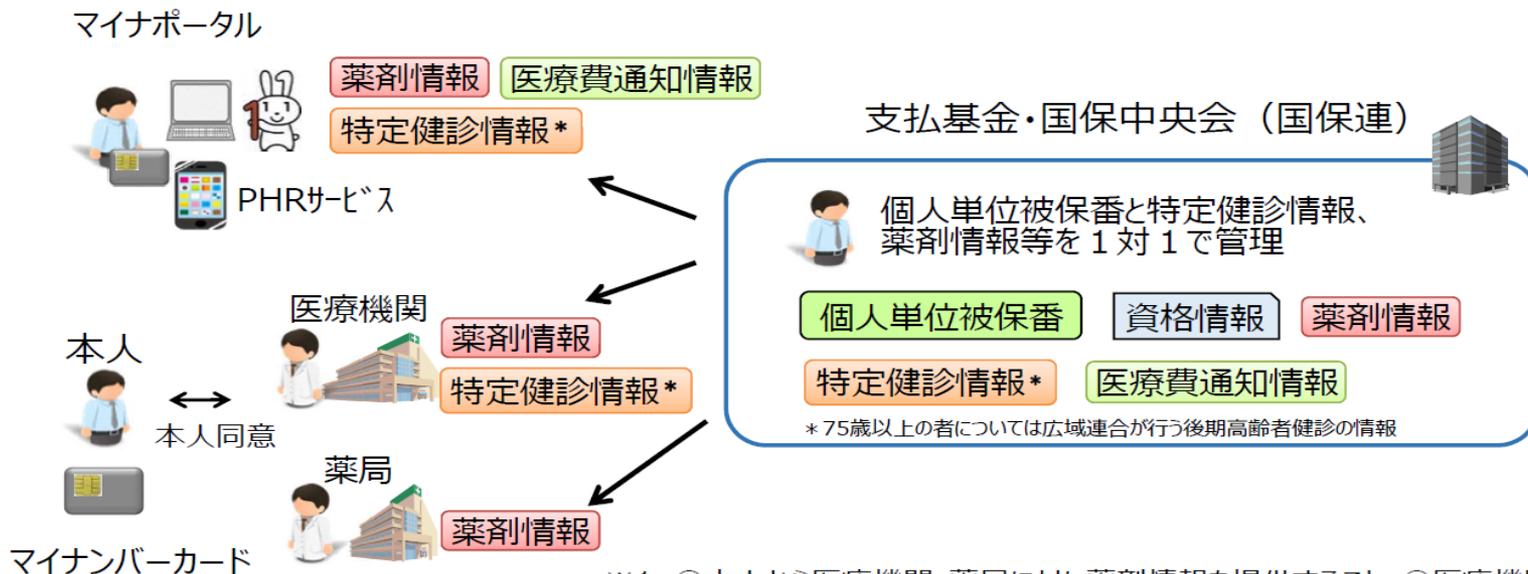
※2 1・2回目接種時に用いていたOCRライン情報とは異なる情報をバーコード化しても差し支えない

9. PHRへの取組



医療薬剤情報、特定健診情報の医療機関での閲覧の仕組み

- オンライン資格確認等システムを基盤として、患者本人や医療機関等において、薬剤情報や特定健診情報等の経年データの閲覧が可能となる。

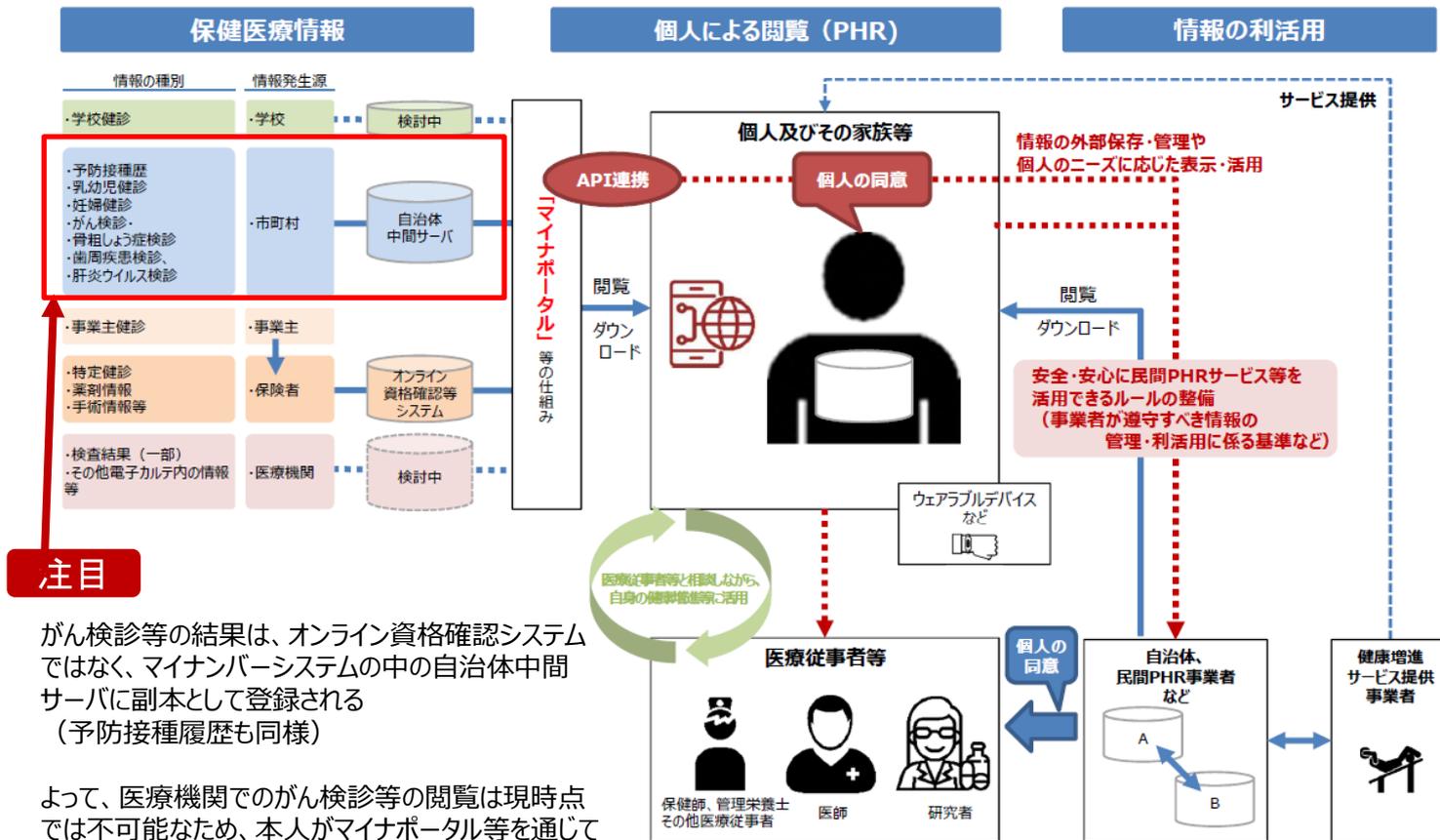


※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。

※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

9. PHRへの取組

PHRの全体像



※2020年12月9日 厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会 参考資料4 参照

9. PHRへの取組

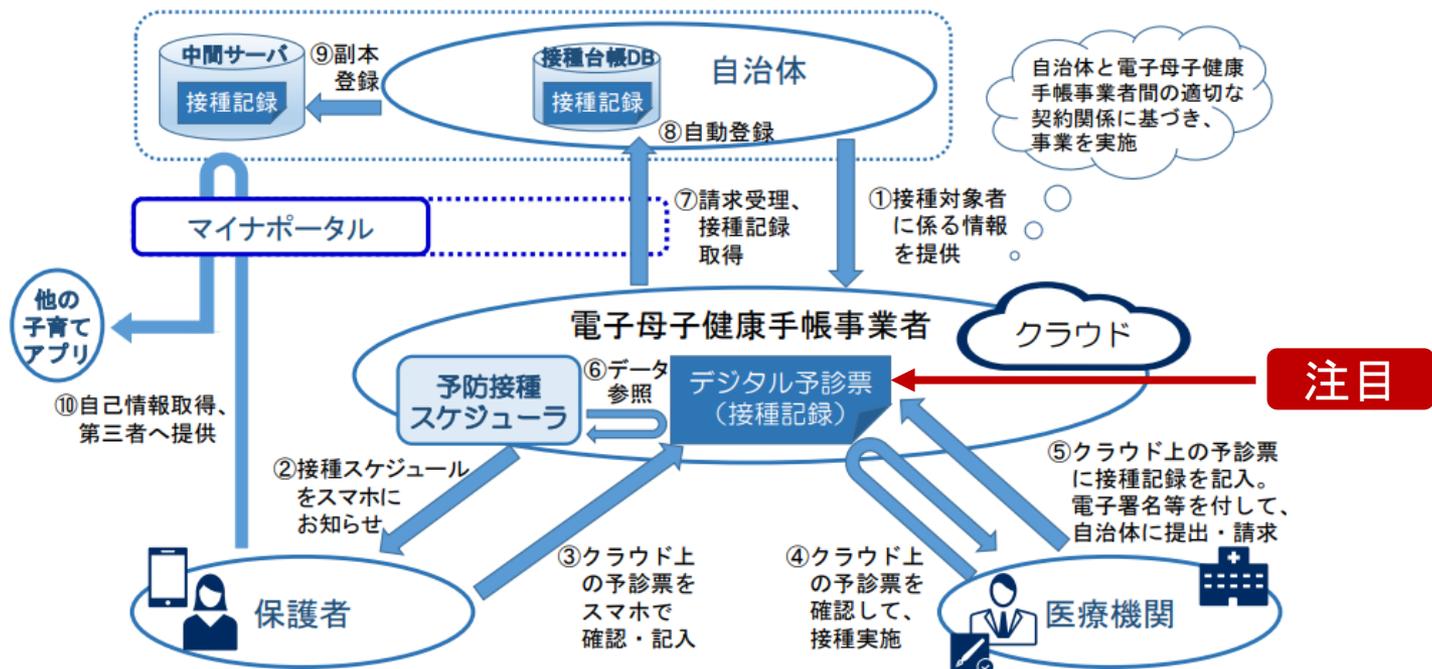


予防接種事務のデジタル予診票に関する活動

○ デジタル予診票について

2020年3月9日 内閣官房「子育てノンストップサービスの検討状況について」報告書より抜粋

- ・**予診票を電子化し**、紙の予診票の処理やシステム入力等に係る自治体及び医療機関の事務負担を軽減するとともに、接種記録をリアルタイムで把握可能とすることにより、正確なデータに基づくスケジューリングを実現する。



※2020年3月9日 内閣官房日本経済再生総合事務局「子育てノンストップサービスの検討状況について」資料

9. PHRへの取組



予防接種事務のデジタル予診票に関する活動

2. デジタル予診票について（大臣発言より）

河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨

（2021年6月1日（火） 11:08～11:40 於：中央合同庁舎第8号館1階S106記者会見室）

https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/kaiken/20210601kaiken.html

「乳幼児の定期予防接種における予診票」のデジタル化でございます。子育て世代のご両親から、「行政手続に関する書類の記載が多くて何とかできないか」というお話、あるいは「予防接種のための紙の文書が多過ぎてオンライン入力できないか」というご意見が寄せられておりましたので、平井大臣と相談の上、厚生労働省とIT室で連携していただいて、民間の母子健康手帳アプリを活用して、オンラインでの予診票作成・提出することができる取組を進めていくことになりました。

その際、予診票の署名と確認をオンラインでどのように代替するかというのが課題でしたが、関係省庁の調整の結果、電子署名のような厳格な仕組みは不要であり、スマートフォンからオンライン上で同意ボタンを押すなど、簡易な手続で問題がないことを確認しましたので、こうした考え方の整理を進めた上で、今年度なるべく早く公表して、民間アプリの開発を促していきたいと思っております。

また、予診票は接種記録あるいは請求支払いのために自治体ごとにばらばらに発行・管理されておりますが、デジタル化のためには業務等の標準化が重要になりますので、今年9月に設立が予定されておりますデジタル庁において、**予防接種台帳システムを含む健康システムについては標準化の優先順位を上げて対応**していただくことになりました。今後とも子育て世代の負担軽減に向けて取り組んでいきたいと思っております。

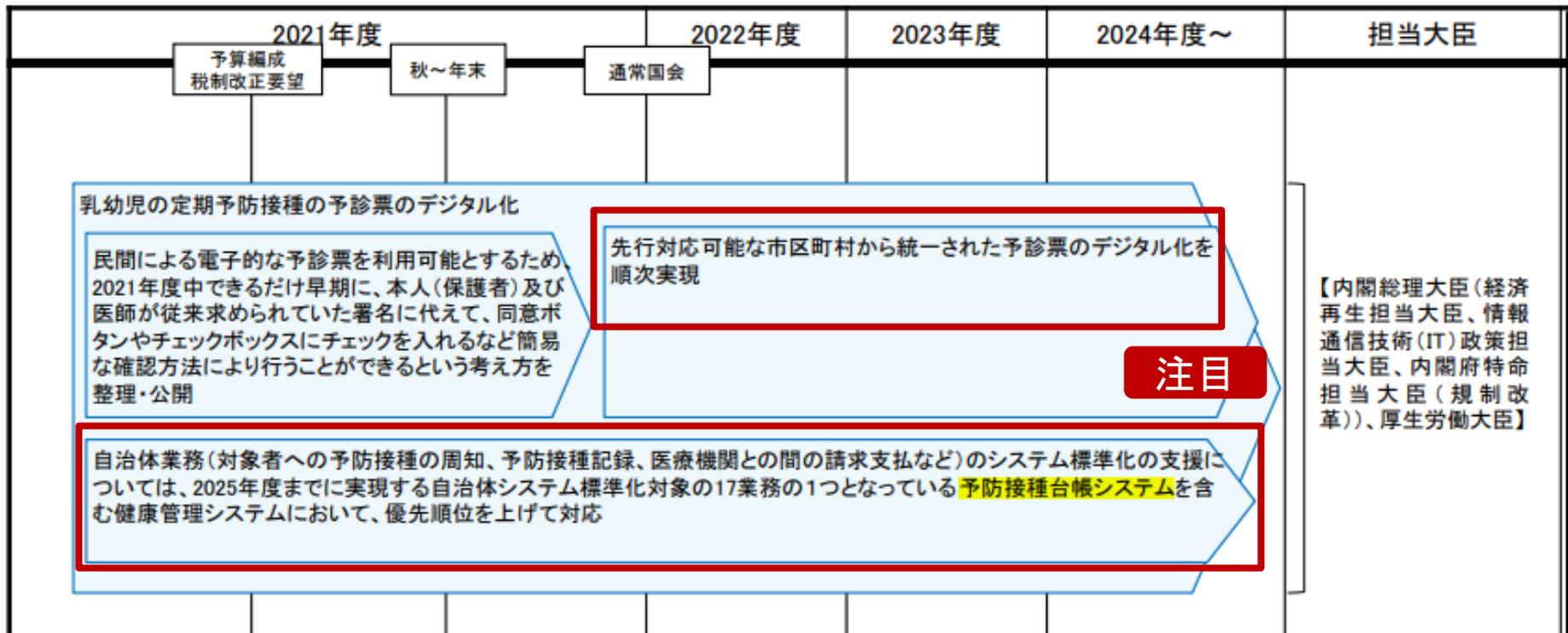
9. PHRへの取組



予防接種事務のデジタル予診票に関する活動

3. デジタル予診票について（工程表）

ⅰ) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進



※2021年6月18日 内閣府「成長戦略フォローアップ案」資料

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0618/shiryo_04.pdf

10. 自治体システム標準化の動向

— 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

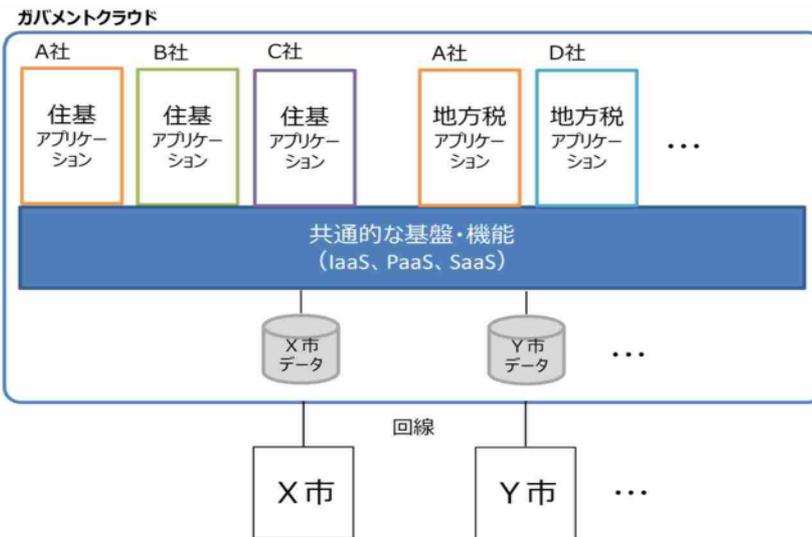
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提として、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



出典：2021年12月 デジタル庁「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

10. 自治体システム標準化の動向

— 地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット

【その1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

【その2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

【その3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

【その4】

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

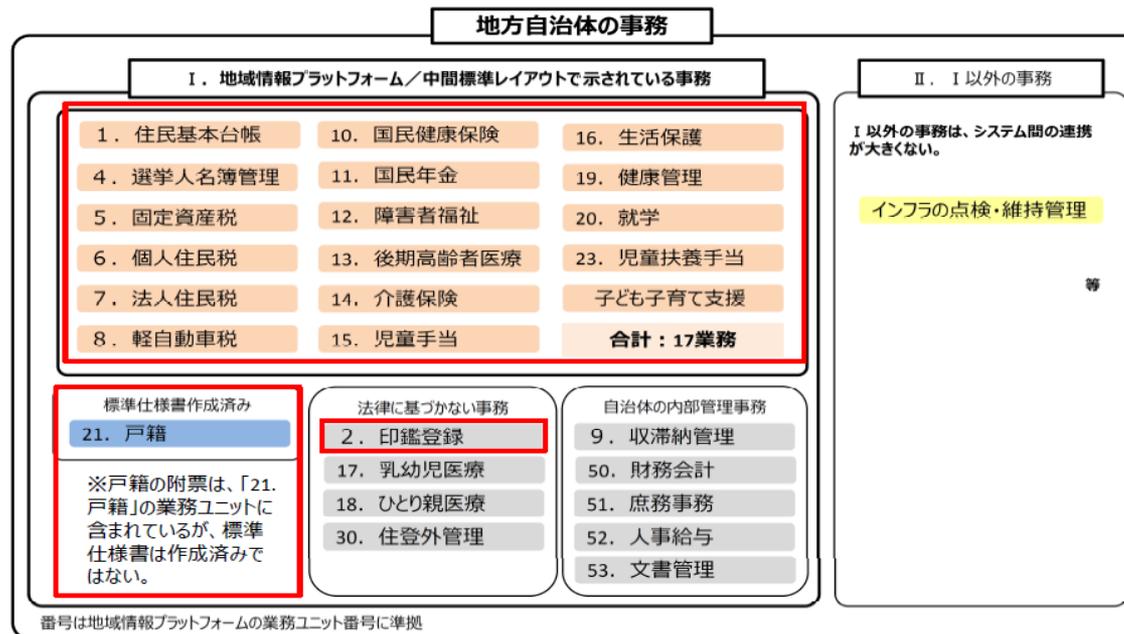
個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

出典：2021年12月 デジタル庁「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

10. 自治体システム標準化の動向

—【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の20業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。

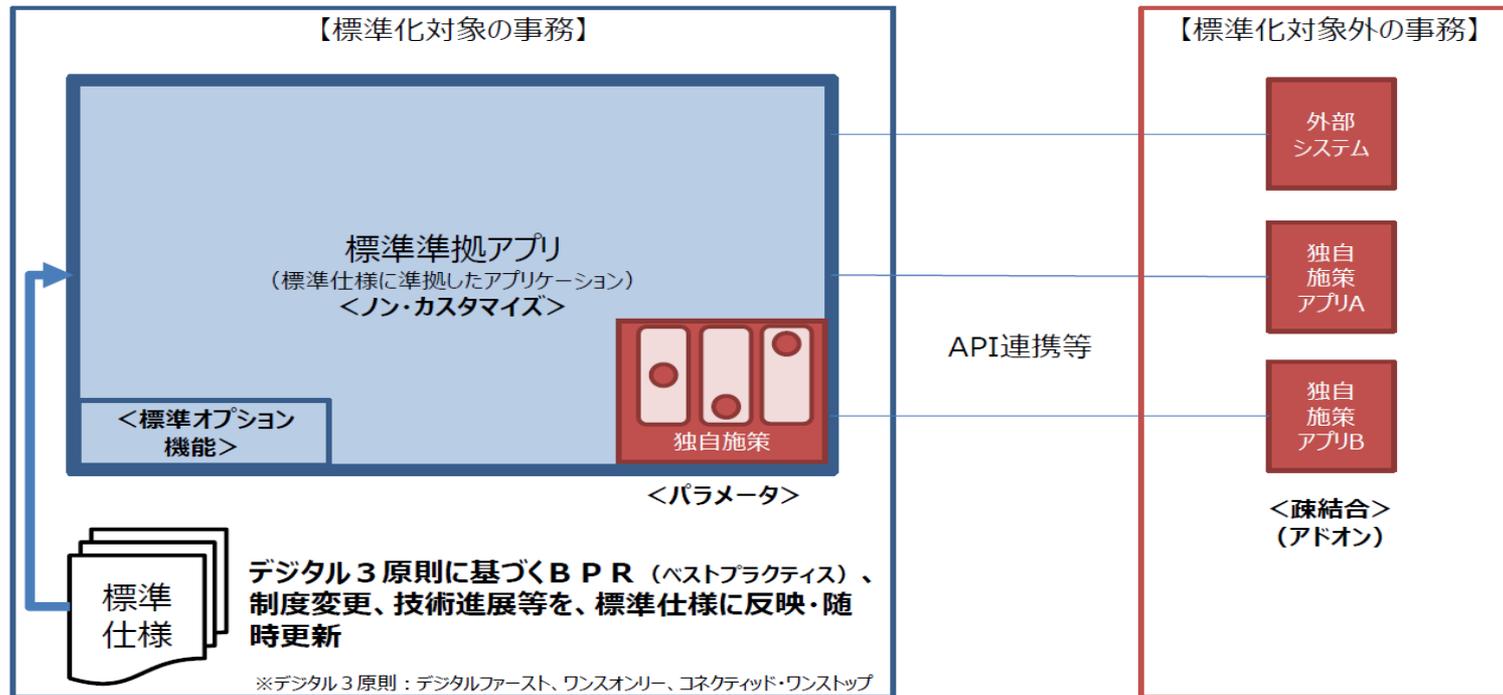


出典：2021年12月 デジタル庁「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

10. 自治体システム標準化の動向

— 地方公共団体の基幹業務アプリケーションの目指す姿

- 「標準化対象の事務」について標準仕様を作成し、**標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと（ノン・カスタマイズ）を徹底**すると同時に、標準仕様は、**デジタル3原則に基づくBPRのベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準化対象外の事務」については、**標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは疎結合した形で別に構築（アドオン）し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携**する。



出典：2021年9月 デジタル庁「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」

10. 自治体システム標準化の動向

— ガバメントクラウドに関する要件

- ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせて、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定。
- これに加えて、ガバメントクラウドのうち地方自治体が活用するクラウド環境については、次の事項をはじめセキュリティ対策を適切に講じる予定。
 - ・地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保する。
 - ・地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行う。

【主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他デジタル庁が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。

（参考）ISMAPクラウドサービスリスト（2021年12月20日現在）

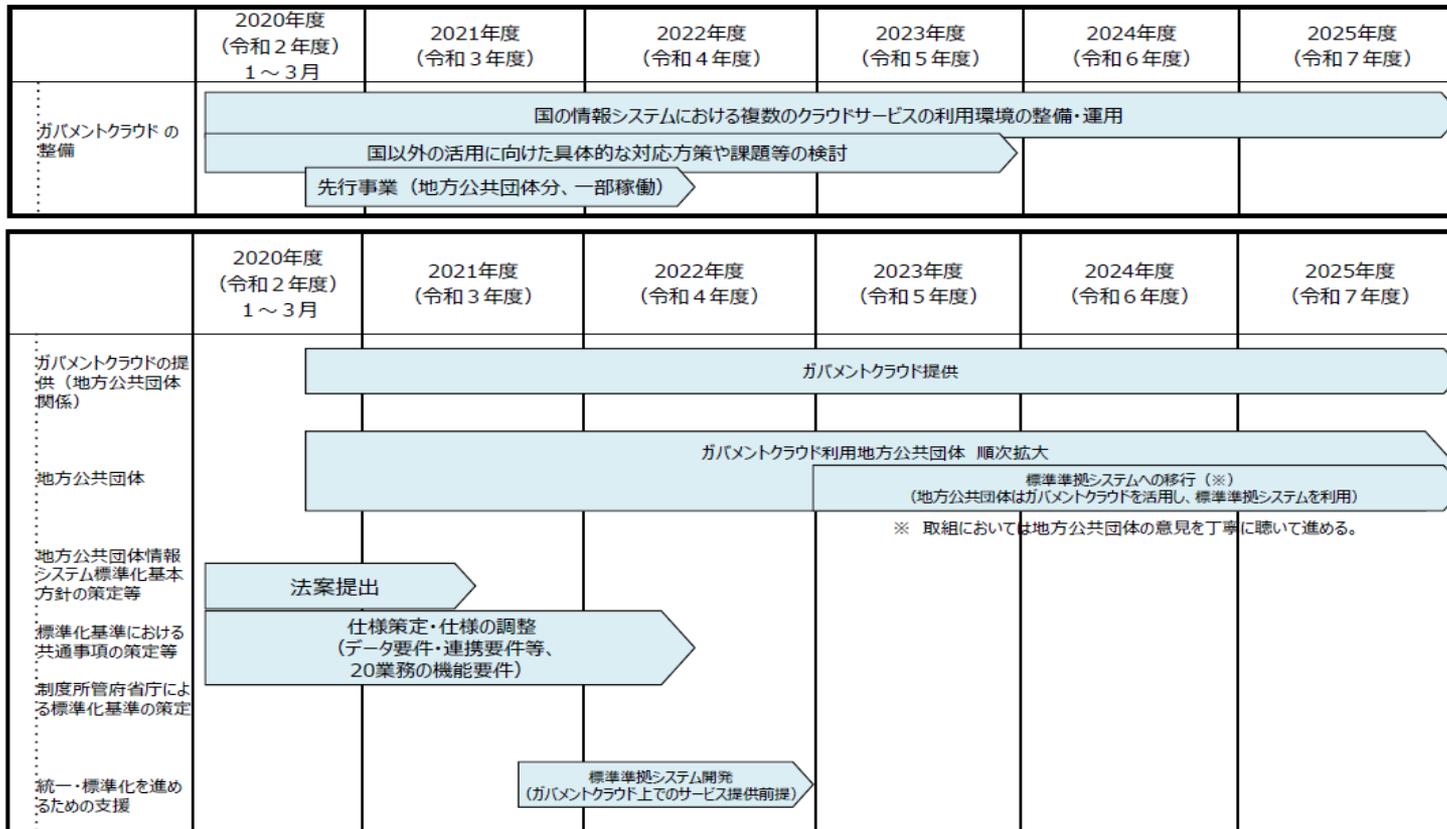
登録番号	クラウドサービスの名称	クラウドサービス事業者の名称	法人番号	クラウドサービス事業者の所在地	登録日	登録の更新時期	備考
C21-0001-1	OpenStack (IaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	91008E+12	東京都千代田区豊洲3丁目3番3号	2021/9/12	2022/11/30	2021/12/20 登録の更新時期、監査対象期間、異時の対象範囲、情報格を変更
C21-0002-2	FLUTSU Hybrid IT Service Platform	富士通株式会社	1.02E+12	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	2021/9/12	2022/2/28	
C21-0003-2	Alpige Edge	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/9/12	2022/4/9	
C21-0004-2	Google Cloud Platform	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/9/12	2022/4/9	2022/4/9
C21-0005-2	Google Workspace	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/9/12	2022/4/9	2022/4/9
C21-0006-2	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4.0104E+12	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/9/12	2022/4/14	異時対象範囲（サービス）を変更
C21-0007-2	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4.0104E+12	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/9/12	2022/4/14	2022/4/14
C21-0008-2	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.	410	Terry Avenue North Seattle, WA 98109-5210	2021/9/12	2022/3/31	2022/3/31
C21-0009-2	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社	7.0104E+12	東京都港区芝浦2丁目7番1号	2021/9/12	2022/4/11	2022/4/11
C21-0010-2	KDDIクラウドプラットフォーム	KDDI株式会社	5.0111E+12	東京都港区新富2-3-2	2021/9/12	2022/4/18	2022/4/18
C21-0011-2	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation	2300	Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/6/22	2022/4/30	
C21-0012-2	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社	2.0104E+12	東京都港区浜松町2-16-3 高田ビルディング	2021/6/22	2022/6/30	
C21-0013-2	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社	2.0104E+12	東京都港区浜松町2-16-3 高田ビルディング	2021/6/22	2022/6/30	
C21-0014-2	エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービス G2/ウェルフェアプラットフォーム	株式会社日立製作所	7.01E+12	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2021/6/22	2022/6/30	
C21-0015-2	Cisco Webex	Cisco Systems, Inc.	170	West Tasman Drive, San Jose, California, 95134, U.S.A.	2021/7/30	2022/5/31	
C21-0016-2	クラウドサービス運用監視	サイボウズ株式会社	5.01E+12	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワービル	2021/9/13	2022/8/15	
C21-0017-2	Box	Box, Inc.	900	Jefferson Ave Redwood City, CA 94063 USA	2021/9/13	2022/10/24	
C21-0018-2	Smart Data Platform サービス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	7.01E+12	東京都千代田区大船2-3-1 大船ビルディング	2021/9/13	2022/8/15	
C21-0019-2	Oracle Cloud Infrastructure Platform as a Service	Oracle Corporation	2300	Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/9/13	2022/6/28	
C21-0020-2	Oracle Exadata Cloud@Customer	Oracle Corporation	2300	Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/9/13	2022/6/28	
C21-0021-2	クラウドIaaS-V	富士通クラウドテクノロジーズ株式会社	7.0111E+12	東京都中央区日本橋1番地5-1R1 株式会社 株式会社	2021/12/20	2022/11/12	
C21-0022-2	SAP SuccessFactors	SAP SE	Germany	Dietmar-Hopp-Allee 16 69190 Walldorf, Germany	2021/12/20	2022/6/30	
C21-0023-2	SAP Business Technology Platform	SAP SE	Germany	Dietmar-Hopp-Allee 16 69190 Walldorf, Germany	2021/12/20	2022/7/31	
C21-0024-2	SAP Business Technology Platform (S/4HANA)	SAP SE	Germany	Dietmar-Hopp-Allee 16 69190 Walldorf, Germany	2021/12/20	2022/7/31	
C21-0025-2	Cybercession EDR / MDRサービス	サイバーリズン・ジャパン株式会社	7.0104E+12	東京都中央区日本橋1-11-11 八重洲堂ビル5F	2021/12/20	2022/8/15	
C21-0026-2	U/OI インフラストラクチャ	株式会社インテリネットイニシアティブ	5.01E+12	東京都千代田区豊洲1丁目10番2号	2021/12/20	2022/7/31	
C21-0027-2	DigitalArts@Cloud	デジタルアーツ株式会社	3.01E+12	東京都千代田区大塚1-16-1 大塚第一ビル	2021/12/20	2022/8/26	
C21-0028-2	AppSheet	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/12/20	2022/5/26	
C21-0029-2	Bare Metal Solution	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/12/20	2022/11/16	
C21-0030-2	きんらのクラウド	きんらネット株式会社	3.12E+12	大分県大分市北門外12番12号	2022/12/31	2022/12/31	
C21-0031-2	Black	Black Technologies LLC	94102	Howard St, San Francisco, CA 94102 アメリカ合衆国	2021/12/20	2022/9/25	
C21-0032-2	Grafter Platform	株式会社グラファター	9.0104E+12	東京都港区千代田1-2-3 INビル1102号	2021/12/20	2022/8/12	
C21-0033-2	のねび	株式会社カネナビ	6.0112E+12	東京都港区港南1-10-1 港南ビル1001号	2021/12/20	2022/10/31	
C21-0034-2	クラウドサイン	弁護士ドットコム株式会社	7.0104E+12	東京都港区六本木四丁目1番4号 麻布ビル6階	2021/12/20	2022/8/11	

IPA WEBサイトより抜粋

出典：2021年12月 デジタル庁「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

10. 自治体システム標準化の動向

— 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

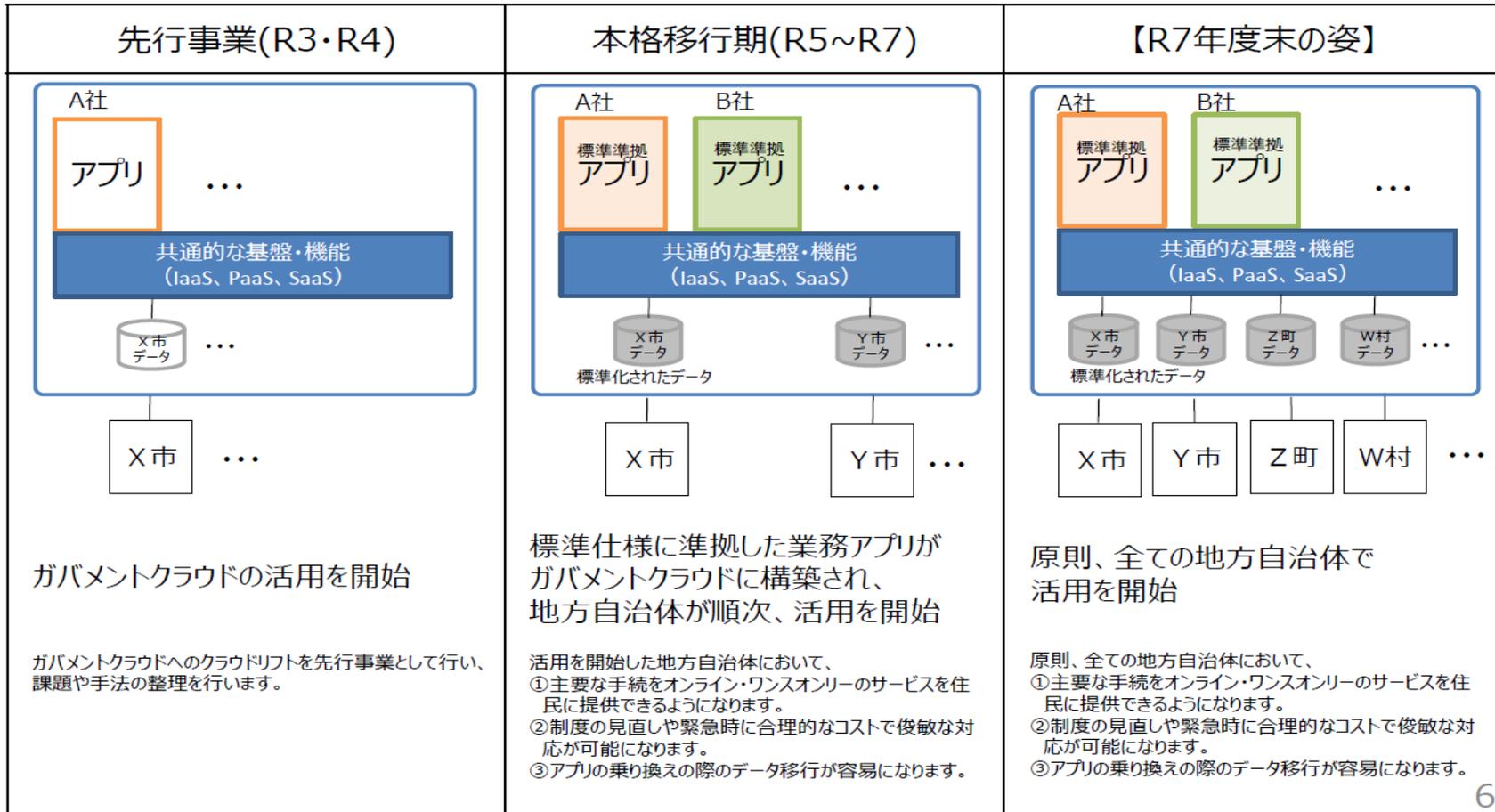


デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）をもとに作成

出典：2021年12月 デジタル庁「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

10. 自治体システム標準化の動向

— 地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）



6

出典：2021年12月 デジタル庁「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

今後も各業務で大規模な制度改革が
控えています・・・

さらに**ガバメントクラウドへの移行が2025年末まで**
となっており、急激な変化が求められています。

抜本的な制度設計の見直しや
データヘルス集中改革プラン、
自治体業務の健康管理分野からのPHR普及の施策等
も着々と検討が進められています。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました